

吹田市公告第 530 号

公示送達について

次の書類は、送達不能のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び吹田市市税条例（昭和25年吹田市条例第121号）第6条第2項の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、税務部市民税課にて保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和8年9月18日

吹田市長 後藤 圭二

1 送達すべき書類

税関係書類

2 送達を受けるべき者

氏名 野村 憲司

氏名 細田 博幸

氏名 夏目 哲秀

氏名 野村 大樹

氏名 肖 東濤

氏名 LOK LAURENCE SI CHONG